

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則(昭和41年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条中「場長 教育審議員」を「副所長 場長 教育審議員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(提出理由)

職の新設に伴い、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教育委員会規則第6号)第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和41年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>(学校以外の教育機関の職員の職)</p> <p>第4条 熊本市教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>館長 所長 <b>副所長 場長 教育審議員</b> 所長補佐            館長補佐 場長補佐 主幹 主任学芸員 主任指導            主事 事務長 主査 参事 主任 指導主事 社会            教育主事 学芸員 研究員 司書 主任主事 主任            技師 副主任 主事 技師 給食技師</p>	<p>(学校以外の教育機関の職員の職)</p> <p>第4条 熊本市教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>館長 所長 <b>場長 教育審議員</b> 所長補佐 館長補            佐 場長補佐 主幹 主任学芸員 主任指導主事            事務長 主査 参事 主任 指導主事 社会教育主            事 学芸員 研究員 司書 主任主事 主任技師            副主任 主事 技師 給食技師</p>	

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。